

監 査 報 告 書

令和8年 第4回

大 阪 市 監 査 委 員

目 次

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(廃棄物の排出に関する事務)	1
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	2
第5 監査の主な実施内容	2
第6 監査の結果	2
1 積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの	3
2 産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの	4
3 マニフェスト登録状況の確認について改善を求めたもの	5
4 産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きについて改善を求めたもの	6
第7 その他	7

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(物品買入・借入〔比較見積・特定少額契約〕に関する契約事務及び支出事務)	11
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	11
第2 監査の種類	11
第3 監査の対象	11
第4 監査の着眼点	12
第5 監査の主な実施内容	12
第6 監査の結果	12
1 適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの	12
2 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の徴収について改善を求めたもの	14
3 仕様書について改善を求めたもの	15
4 検査の記録を残すよう改善を求めたもの	16
5 契約書に基づき支出事務を行うよう是正を求めたもの	17
第7 その他	17

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(分担金に関する事務)	■ ■ ■ ■ ■	19
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	19
第2 監査の種類	19
第3 監査の対象	19
第4 監査の着眼点	20
第5 監査の主な実施内容	20
第6 監査の結果	20
1 協定書の記載内容について改善を求めたもの	20
2 精算書について改善を求めたもの	22
第7 その他	22

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(区役所住民情報担当におけるDV等支援措置に関する事務)	■ ■ ■ ■ ■	23
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	23
第2 監査の種類	23
第3 監査の対象	23
第4 監査の着眼点	24
第5 監査の主な実施内容	24
第6 監査の結果	24
1 支援措置の開始や終了の決裁時に添付する根拠資料について改善を求めたもの	24
2 支援措置対象者の終了日の管理及び関係市区町村に対する通知について改善を求めたもの	26
第7 その他	27

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(公印管理に関する事務)	▪ ▪ ▪ ▪ ▪	29
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	29
第2 監査の種類	29
第3 監査の対象	29
第4 監査の着眼点	30
第5 監査の主な実施内容	30
第6 監査の結果	30
1 公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの	30
2 公印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの	33
3 廃印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの	34
4 公印廃止の手続について改善を求めたもの	35
5 公印審査に係る手続について	35
(1) 公印審査時の確認等を確実にを行うよう改善を求めたもの	35
(2) 公印審査の記録を確実にを行うよう改善を求めたもの	36
第7 その他	37

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務)	▪ ▪ ▪ ▪ ▪	39
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	39
第2 監査の種類	39
第3 監査の対象	39
第4 監査の着眼点	40
第5 監査の主な実施内容	40
第6 監査の結果	40
1 財務会計システムに記録しない場合の物品管理ルール遵守については是正及び改善を求めたもの	41
2 備品台帳の不適切削除の是正及びチェック体制の改善を求めたもの	42
3 備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの	42
4 現在高調査の調査方法について改善を求めたもの	44
5 現在高調査の記録について改善を求めたもの	44
第7 その他	45

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(株式会社大阪水道総合サービス)	▪ ▪ ▪ ▪ ▪	47
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	47
第2 監査の種類	47
第3 監査の対象	47
第4 監査の着眼点	48
第5 監査の主な実施内容	48
第6 監査の結果	48
1 固定資産の計上について改善を求めたもの	49
2 固定資産の現状調査について改善を求めたもの	49
3 団体に対する指導監督について改善を求めたもの	50
第7 その他	51

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(クリスタ長堀株式会社)	▪ ▪ ▪ ▪ ▪	53
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	53
第2 監査の種類	53
第3 監査の対象	53
第4 監査の着眼点	54
第5 監査の主な実施内容	54
第6 監査の結果	54
1 地下街運営事業者へのモニタリングについて改善を求めたもの	55
2 自立運営に向けた取組について改善を求めたもの	55
第7 その他	56

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(西大阪高速鉄道株式会社、大阪港埠頭株式会社)	▪ ▪ ▪ ▪ ▪	59
第1 大阪市監査委員監査基準への準拠	59
第2 監査の種類	59
第3 監査の対象	59
第4 監査の着眼点	60
第5 監査の主な実施内容	60
第6 監査の結果	61
1 貯蔵品の管理について改善を求めたもの	61
第7 その他	61

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(廃棄物の排出に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

廃棄物の排出に関する事務

- ・ 主に直近事業年度（令和6年度）及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

健康局、こども青少年局、都市整備局及び消防局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 廃棄物が適正に処理されないことにより、市民の生活環境を損なうリスク及び信用を失墜するリスク	ア 業務委託発注において、積算基準に従い適正に積算を行っているか。 【一般廃棄物・産業廃棄物】	指摘事項1
	イ 廃棄物処理（収集運搬、処理）委託契約について、適正に締結されているか。 【一般廃棄物・産業廃棄物】	—
	ウ マニフェスト制度が適正に運用されているか。 【産業廃棄物】	指摘事項2 指摘事項3
	エ 廃棄物保管場所等を環境局へ届け出を行っているか。保管状況が届け出内容に適合しているか。 【産業廃棄物】	指摘事項4
	オ 特別管理産業廃棄物について、関係法令に従って適切に保管、廃棄されているか。 【産業廃棄物】	—
	カ 廃棄物の搬出を適正に管理されているか。 【産業廃棄物】	—
	キ 検査マニュアル等に沿って適切に検査が実施されているか。 【一般廃棄物・産業廃棄物】	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

予定価格は、本市が契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格であり、事前に作成するものである。契約の相手方は、この予定価格を基準として決定されるため、競争の公正性が確保される役割を担っている。予定価格の決定は極めて重要な意義を有し、積算基準や積算要領に基づいて算定する必要がある。

また、比較見積による予定価格の算定については、比較見積ガイドライン（令和7年4月改定 契約管財局）に以下のとおり記載されている。

■ 下見積の徴取方法（抜粋）

- ・ 事業者が適正な価格を見積もるには、仕様要件を提示することが必要である。

■ 予定価格の算定（抜粋）

- ・ 客観的にも説明できるかどうかという観点を常に念頭におくこと。
- ・ 合理的な説明ができなければならない。
- ・ 下見積を徴取する場合、恣意的な運用であると思われないよう留意すること。

[現状]

抽出した案件の積算業務について確認したところ、次のとおり不備が検出された。

（抽出番号：こども青少年局3）

こども青少年局の産業廃棄物（蛍光灯）処理においては、先に処分業務委託を発注して処分業者（処分先）を決定した後、収集運搬業務委託を別発注して収集運搬業者を決定する方法を採用している。

■ 下見積の徴取方法について

- ・ 収集運搬業務委託の下見積は、別発注の処分業務委託により処分業者（処分先）を決定した上で依頼すべきであったが、処分業者（処分先）を決定する前に下見積を依頼していた。
- ・ 3社に下見積を依頼していたが、そのうち2社の下見積が不存在となっていた。

■ 予定価格の算定について

- ・ 下見積が1社分しか保管されておらず、見積を比較した経過が確認できない。
- ・ 予定価格を過去の実績価格に近い価格とするため、下見積を参考とせず積算していた。

[原因]

産業廃棄物処理の業務委託の手順や業務委託の積算基準等が十分に理解されておらず、また、積算の照査が十分に行えていなかったことが原因である。

[リスク]

積算業務が適正に行われていないことにより、適正な予定価格を設定することができず、最適な契約相手方を選定することができないことにより、市民の信頼を失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

こども青少年局は、積算照査チェックリストを作成するなど、組織として積算照査を適切に実施することができる仕組みを構築されたい。

また、下見積徴取時のルールや見積書の扱いについて比較見積ガイドラインなどを参考に、定期的な研修等により関係職員に周知徹底されたい。

2 産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの

【健康局及びこども青少年局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

本市では契約管財局、環境局の通知により、令和4年度の発注案件から、発注工事において電子マニフェスト使用の義務化に取組むとともに、本市が排出する産業廃棄物の処理委託においても、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、電子マニフェスト^(注)を使用することとし、産業廃棄物の処理委託の仕様書において電子マニフェストの使用について明記することとしている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条の3第7項において、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出した事業場ごとに、前年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）を作成し、毎年6月30日までに、当該事業場の所在地を管轄する都道府県又は政令市等へ提出しなければならないとされている。ただし、電子マニフェストを使用している場合は、廃棄物処理法第12条の5第9項において、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。）が提出手続きを行うため、マニフェストを交付した者による提出は不要となっている。

(注) 産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物が適切に処理されたかどうかを確認するとともに、産業廃棄物の処理の流れを記録に残すことを目的に排出事業者が発行する伝票のことをマニフェストと呼んでいる。また、従来使用されてきた紙のマニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして振興センターを介して、ネットワーク上でやり取りすることを可能としたものを電子マニフェストという。

[現状]

抽出した案件のマニフェストの使用状況及び報告書の提出状況を確認したところ、次のとおり不備が検出された。

- ・ 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、紙マニフェストを使用していた。
(抽出番号：健康局4, 5、こども青少年局4, 5)
- ・ 当該事業場の所在地を管轄する都道府県又は政令市等に報告書を提出していなかった。
(抽出番号：健康局4, 5、こども青少年局4)

[原因]

(抽出番号：健康局4, 5、こども青少年局4)

監督職員が、電子マニフェストの使用に関する通知を十分に理解しておらず、また、廃棄物処理法に基づき報告書を提出する必要があることも認識していなかったことが原因である。

(抽出番号：こども青少年局5)

産業廃棄物の収集運搬のみを実施する場合の電子マニフェストの登録方法について十分な

知識がなかったため、登録処理を行うことができなかったことが原因である。

[リスク]

本市が発注者として付して契約した条件について、監督職員の作業不備により適切に履行されないため、受注者の信頼を失墜するリスクがある。また、廃棄物処理法で規定されている報告事項を適切に対応しないことにより、市民の信頼を失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

健康局及び子ども青少年局は、監督職員に対し、電子マニフェスト導入の経緯、設計図書への記載の重要性、電子マニフェスト使用に係る作業手順について、改めて研修等を実施し、より適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底されたい。

また、紙マニフェストを使用した場合に必要となる報告書提出をチェックできる体制を構築されたい。

3 マニフェスト登録状況の確認について改善を求めたもの

【消防局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

マニフェストの登録状況の確認については、廃棄物処理法第12条の3第8項において、マニフェスト交付者は委託した産業廃棄物の運搬や処分の状況を把握し、適切な措置を講じなければならないとしている。そのため、産業廃棄物の処分が終了した際には、振興センターが発行する電子マニフェストシステム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）などを活用し、マニフェストの登録状況を確認し、誤りがあれば速やかに適切な措置を講じることが求められる。

マニフェストについては、排出事業者、収集運搬業者並びに処分業者で登録する項目が区分され、それぞれの担当事業者が必要事項を入力することになっている。

[現状]

マニフェストの最終処分の場所（実績）を入力する際に受注者が誤った事業場の名称を入力していた。また、監督及び検査時にも確認できず、適切な措置が講じられていなかった。

（抽出番号：消防局3）

[原因]

廃棄物処理法、その他関係法令等に基づき、マニフェスト交付者である排出事業者がマニフェストの登録状況を確認する必要があるという認識が不足していたことが原因である。

[リスク]

廃棄物処理法で規定されている事項を適切に対応しないことにより、廃棄物が不正に処理されるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

消防局は、廃棄物処理法に基づき必要となる電子マニフェストへの登録状況の確認方法などについて、操作マニュアル等を活用して関係職員に改めて周知徹底するとともに、マニフェスト登録項目が適正に入力されていることを確認する仕組みを構築されたい。

4 産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きについて改善を求めたもの

【都市整備局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「廃棄物に関する条例」という。）第23条の2の2において、「事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、保管の開始の日の2週間前までに届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。」としており、発生した産業廃棄物を発生場所以外の場所において自ら保管する事業者は対象となる。

[現状]

廃棄物に関する条例に基づく届出書の提出状況を確認したところ、令和6年度時点では提出が行われていなかった。

（矢田住道住宅跡地、瓜破西住宅跡地）

[原因]

未利用地等に不法投棄されたものを発生場所から保管場所に運搬し保管する行為が届出の対象になると認識していなかったことが原因である。

[リスク]

廃棄物に関する条例が遵守されない場合、産業廃棄物の保管責任が不明確となり、保管基準が適切に守られないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

都市整備局は、廃棄物に関する条例に規定されている必要な届出などについて、研修等により改めて関係職員に周知徹底されたい。

第7 その他

留意すべき事項

産業廃棄物の処理に係る事務においては、指摘事項が多いことから、令和6年7月に監査委員監査総括において、廃棄物処理法等の理解を深め、業務を遂行するよう全所属に要請したところである。しかしながら、本監査においても廃棄物処理法等の趣旨が十分に理解されていないことが原因と思われる法令遵守の不備が複数の所属で確認された。指摘を受けた所属は、再度産業廃棄物への意識を高め、廃棄物処理法等の理解を深めるとともに、令和7年12月5日付け環境環管第2053号及び令和8年1月22日付け環境環管第2063号「産業廃棄物の排出事業者責任の徹底について（通知）」に基づき、産業廃棄物の処理に関するルールが、確実かつ継続的に遵守されるように、定期的に関係職員に対し、当該通知の内容について周知徹底を図られたい。

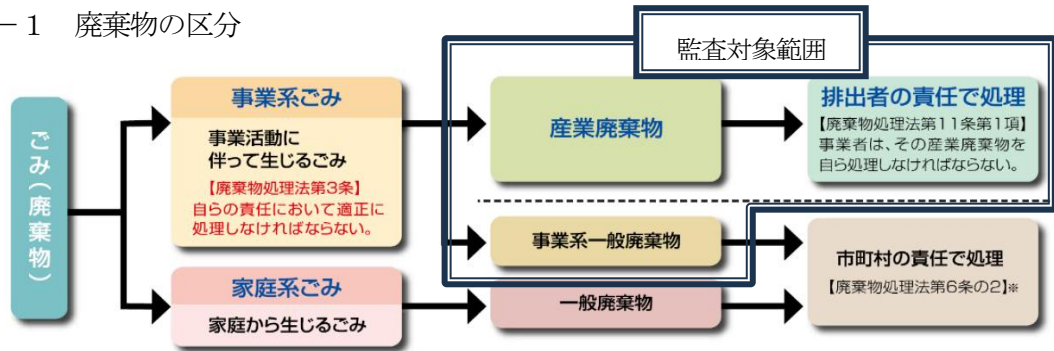
参考

1 廃棄物の区分と監査対象範囲について

廃棄物は、自宅から排出される家庭系ごみ（全て一般廃棄物）と、事業活動により排出される事業系ごみ（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）に区分される（図表－1 参照）。

本監査では、事業系ごみの  部分について監査を実施した。

図表－1 廃棄物の区分



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

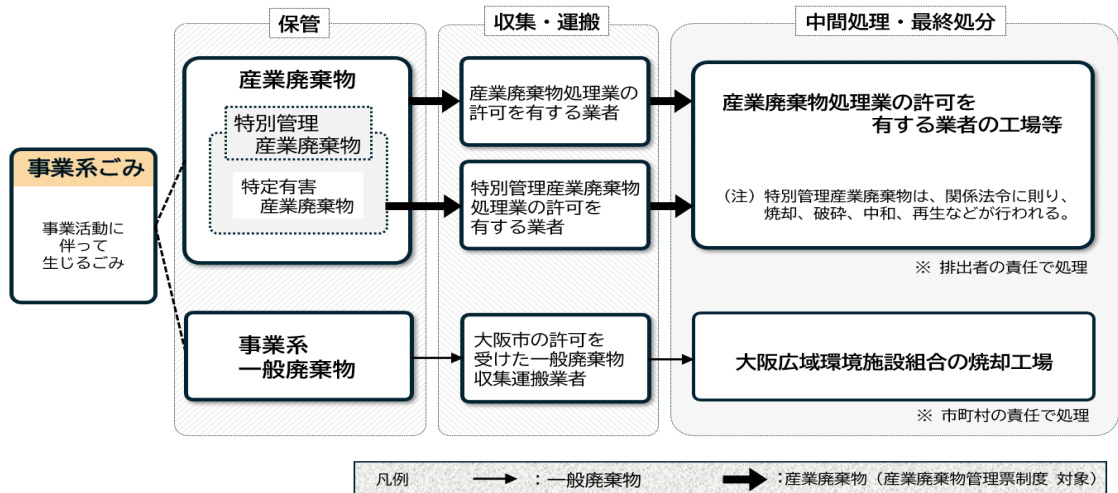
(注) 大阪市環境局パンフレット「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を基に監査部により作成

2 事業系ごみの処理の流れ

事業系ごみの処理の流れは、図表－2のとおりである。

本監査では、事業系ごみの発生から収集運搬、処理に係る業務委託内容の確認並びに廃棄物の保管状況を確認した。

図表－2 事業系ごみの区分と処理の流れ



(注) 大阪市環境局パンフレット「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を基に監査部により作成

3 実地調査対象とする業務委託の選定について

令和6年度に完了した廃棄物処理に係る業務委託 56 件のうち、対象所属における発注状況を確認し、委託料が高額であるものや特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物を含む）の取扱いなど、特殊性を勘案して図表－3のとおり抽出した。

なお、抽出状況は図表－4のとおりである。

図表－3 本監査の対象案件

所属	抽出番号	業務委託の名称
健康局	1	令和6年度 大阪市動物管理センター一般廃棄物収集・運搬業務委託（概算契約）
	2	もと環境科学研究所低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬業務委託（その2）
	3	もと環境科学研究所低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処分業務委託
	4	もと両国診療所の産業廃棄物（塩化水銀Ⅱ等）収集運搬業務委託
	5	もと両国診療所の産業廃棄物（塩化水銀等）の処分業務委託
	6	中央卸売市場食品衛生検査所外4か所における検査廃液・廃棄薬剤等特別管理産業廃棄物等収集運搬及び処分業務委託
	7	もと職員大宮寮における廃家電・廃消火器収集運搬及び産業廃棄物収集運搬処分業務委託
子ども青少年局	1	長谷川羽曳野学園一般廃棄物収集運搬業務（単価契約）
	2	令和6年度子ども青少年局所管施設産業廃棄物（蛍光灯）処分業務委託（概算契約）
	3	令和6年度子ども青少年局所管施設産業廃棄物（蛍光灯）収集運搬業務委託（概算契約）
	4	阿武山学園産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
	5	子ども青少年局受変電設備収集運搬等業務委託
	6	子ども青少年局の各施設から排出される一般廃棄物の収集、運搬業務（定時、臨時分）
	7	令和6年度子ども青少年局所管施設産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
都市整備局	1	令和6年度都市整備局所管用地産業廃棄物収集・運搬・処分業務委託（その2）
	2	令和6年度大阪市都市整備局産業廃棄物（事務用机等）収集運搬及び処分業務委託（概算契約）
	3	令和6年度淡路・三国東土地区画整理事務所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
消防局	1	令和6年度特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処分業務委託（単価契約）
	2	令和6年度大阪市消防局庁舎ほか、88か所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
	3	令和6年度大阪市消防局庁舎ほか、90か所産業廃棄物収集運搬処分業務委託（概算契約）
	4	令和6年度特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬業務委託（単価契約）
	5	天王寺消防署産業廃棄物（粗大ごみ）収集運搬及び処分業務委託

図表－４ 対象案件の抽出状況（委託）

所属	対象業務委託		抽出業務委託		抽出率（参考）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額
健康局	23	9,215,239	7	5,702,375	30%	62%
こども青少年局	17	69,915,887	7	46,633,437	41%	67%
都市整備局	5	3,030,407	3	2,522,053	60%	83%
消防局	11	33,206,010	5	31,665,298	45%	95%
合 計	56	115,367,543	22	86,523,163	39%	75%

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(物品買入・借入〔比較見積・特定少額契約〕に関する契約事務及び支出事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査

第3 監査の対象

1 対象事務

物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

契約管財局、会計室を含む全所属（IR推進局、大阪都市計画局を除く。）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 契約事務及び支出事務等が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 契約事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4
	イ 支出事務に係る規程、マニュアル等は適切に整備され、運用されているか。	指摘事項5
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項及び過去に判明した不適切な事態が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項及び過去に判明した不適切な事態が改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせることで書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの

【西区役所及び子ども青少年局に対して】

大阪市契約規則（昭和39年規則第18号。以下「契約規則」という。）第34条には、今回の監査の対象事務において契約書の作成を省略することができる場合について、次の内容が規定されている。

- ・ 随意契約において契約金額1,000,000円以下の物品の買入契約をするとき（第1項第1号）
- ・ 随意契約（不動産に係るものを除く。）による場合において契約管財局長^(注)が契約書を作成する必要がないと認めるとき（第1項第4号）

(注) 契約事務が局長又は区長に委任される場合は局長又は区長

- ・ 契約書の作成を省略したときは、落札者又は相手方が記名押印した見積書、請書その他の文書をもって契約書に代用するものとする。（第2項）

また、契約管財局が作成した契約事務質疑応答集によると、契約書は、契約上の全ての条項を明らかにし、後日、契約上の紛争が生じた場合に、その合理的な解決に資する目的を持って作成されるものであり、契約締結後における本市と契約相手方の法律関係を明確に、かつ当該法律関係を確定的にしておくという趣旨のものであるため、作成の省略は必要最小限度にとどめるべきであると考えられるとされており、契約規則第 34 条第 1 項第 4 号に該当する契約の例として、電気通信の役務の提供、ガス及び水の供給を受ける場合などが示されている。

なお、契約管財局では、本市が過度なリスクを負うことのないよう、想定される類型的・典型的な契約について、標準契約書を制定しており、法的リスク審査や必要なリーガルチェックを経た上で、制定及び随時改正が行われている。

以上のことから、相手方の所有物を借り受けるという性質上、多様な法的リスクが想定される物品の借入契約においては、原則、契約書を使用することが求められる。

今回の監査で、西区役所及び子ども青少年局の借入契約に関する書類を確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 西区役所の調査対象契約である「令和 6 年度西区役所宿直用寝具借入」において、物品借入契約書を使用せず、事業請負見積書をもって代用していた。
- ・ 子ども青少年局の調査対象契約である令和 6 年度の「大型コンロ 1 ほか 4 点(阿武山学園)借入」において、公募型比較見積の実施に当たり、物品借入契約書を使用することを公告していたものの、実際の契約締結は、物品供給見積書をもって代用していた。

これらは、物品の借入契約における契約書の重要性に関する認識が不十分であったことが原因である。

現状では、物品の借入契約について、契約書を使用しないことにより、契約上の紛争が生じた場合に適切に対処できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

西区役所及び子ども青少年局は、契約書を作成することの趣旨を改めて認識した上で、物品の借入れでは契約書を使用して契約を締結するよう、関係職員に周知徹底し、運用されたい。

2 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の徴収について改善を求めたもの

【東住吉区役所に対して】

本市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、大阪市暴力団排除条例（平成23年条例第10号。以下「条例」という。）が制定されている。

また、契約管財局が制定した大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「要綱」という。）には、次のとおり規定されている。

第12条 局長等は、公共工事等^(註)及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（以下「誓約書」という。）を、契約を締結する前に本市に提出するよう求めるものとする。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

- (1) 契約相手方が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合
- (2) 契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合

(注) 建設工事の請負、役務の提供又は物品の供給その他の調達のうち本市が発注するものをいう。

なお、契約管財局が令和5年3月28日に発出した「大阪市暴力団排除条例第8条第2項に基づく誓約書の徴収について」によると、契約の内容から、暴力団を利することとならないと認められる場合は、本市からの申込みにより契約するもの（ガス、水道の供給契約、保険加入契約など）及び弁護士への法律相談に関する契約とされている。

今回の監査で、東住吉区役所の調査対象契約である令和6年度の「スキャナー一体型感熱方式拡大機買入」及び「第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙事務従事者用寝具借入」の契約に関する書類を確認したところ、いずれも誓約書がなかった。

東住吉区役所によると、両契約相手方とも本市の入札参加資格を有しており、契約相手方として適切であることから誓約書が不要と認識していたため、誓約書の提出を求めていなかったとのことであった。しかし、いずれの契約についても、要綱第12条第1項第1号に定める契約相手方に該当せず、また、同項第2号に定める契約内容でもなかった。

これは、誓約書の徴収の必要性に関する認識が不十分であったことが原因である。

現状では、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止できないリスクがある。したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

東住吉区役所は、暴力団排除の関連規程及び誓約書の徴収に関する取扱いを関係職員に周知の上、誓約書が必要な場合に漏れなく提出を受けているか確認する仕組みを構築し、運用されたい。

3 仕様書について改善を求めたもの

【都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所に対して】

契約管財局が作成した比較見積ガイドラインでは、仕様書について、次の内容が記載されている。

- ・ 適正な価格競争を行い、契約の目的を確実に達成（履行）させるには、仕様要件を明確にしなければならない。
- ・ そのためには、仕様要件を「仕様書」として書面により明確に定め、「仕様書」を契約相手方に明示することが適正な見積と確実な契約の履行につながる。

今回の監査の調査対象契約である、都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所の令和6年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、いずれも4月1日から1年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に1回の交換を行うこととされている。

これらの契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。

都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。

これらは、仕様書の重要性に対する認識が不十分であったこと及び仕様要件を明確にするなど、仕様書を作成する際の検討が不十分であったことが原因である。

現状では、仕様書に基づかない運用により不必要な支出が生じるリスク、及び契約手続の公平性及び透明性が確保されず、市民からの信頼を損ねるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

都島区役所、此花区役所、大正区役所及び西成区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。

4 検査の記録を残すよう改善を求めたもの

【大阪港湾局に対して】

契約規則第 51 条には、検査について次の内容が規定されている。

- ・ 検査を完了したときは、検査職員は、検査調書を作成しなければならない。（第 1 項）
- ・ 契約金額が 400,000 円以下の契約で契約管財局長が検査調書を作成する必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。（第 3 項）

また、契約管財局が作成した契約事務の手引には、検査について、対外的な説明を果たすためには、プロセスを記録、保存することも求められることから、検査調書を省略した場合でも、契約の証拠となる関係書類として、当該契約相手方から納品書又は納品書に準ずる書類（以下「納品書等」という。）の提出を受け、検査職員が確認することとされている。

さらに、納品書等に検査した旨とその日付を記載することをもって検査調書に代える取扱いとし、整理・保存についても、検査調書と同様の取扱いとするとしている。

大阪港湾局の調査対象契約である「令和 6 年度南港魚つり園護岸附設トイレ借入」の物品借入契約書では、賃貸借料金は当月分を翌月以降に、発注者に対して請求することができること、請求は、発注者が当月分の給付について行う検査に合格したのちでなければすることができないと定めている。

今回の監査で、検査に関する書類を確認したところ、調査対象契約は検査調書を省略できる契約であったが、検査調書そのものは作成されておらず、また、それに代わる、検査した旨とその日付を記載した納品書等の書類も確認できなかった。

大阪港湾局によると、南港魚つり園の運営受託者からの日報により借入物の存在を確認しており、毎月末の日報により検査を行っているとのことであったが、日報には検査職員が検査した旨とその日付の記載がなかった。

これは、物品借入契約に関する検査の手続についての理解が不十分であったこと、また、検査について対外的な説明を果たすためには、プロセスを記録、保存しなければならないという認識が不十分であったことが原因である。

現状では、実施した検査内容について、説明責任を果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

大阪港湾局は、物品借入契約において支払をするには、検査手続を適切に実施し、検査に合格する必要があることを所属内で周知されたい。また、検査したことについて対外的な説明ができるように、日報等に検査した旨とその日付を記載するなど、検査を実施したことを確実に記録する仕組みを構築されたい。

5 契約書に基づき支出事務を行うよう是正を求めたもの

【危機管理室に対して】

危機管理室では災害発生時の対応のため宿直体制を整えており、例年、4月1日から1年間の契約期間で、寝具の借入れを行っている。

調査対象契約である「令和6年度宿直室用寝具一式の借入れ」について、物品借入契約書では、貸貸借料金の支払は「発注者が契約金額を借入期間の月数で割った額を月額貸貸借料金とし、月単位で受注者に支払うものとする。」と定めている。

今回の監査で、支出に関する書類を確認したところ、図表－1のとおり、納品された寝具の実績に応じた金額で四半期ごとに契約相手方から請求を受けて支払っており、支払った貸貸借料金の総額は契約金額と一致しているものの、月額貸貸借料金の3か月分となっていなかった。

図表－1 借入契約の支払状況

契約金額	月額貸貸借料金 ^(注)	(参考) 月額貸貸借料金× 3か月分	支払実績				合計
			第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	
273,020円	22,751円	68,253円	69,300円	68,200円	72,512円	63,008円	273,020円

(注) 契約金額を12月で割った額(1円未満を切り捨て)

これは、支払に当たって、契約書の記載内容を確認するという意識が不十分であったことが原因である。

現状では、契約書に定める貸貸借料金と契約期間中の支払金額が相違することにより、万が一、契約期間中に契約解除となった場合、未払金や過払金が発生し、契約相手方との間で紛争が生じるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

危機管理室は、関係職員に対し、支払に際して、契約書等の関係書類と^{そご}齟齬がないか確認するよう周知徹底されたい。また、宿直室用寝具一式の借入契約の貸貸借料金について、契約書の支払に関する条項に基づき支払われたい。

第7 その他

留意すべき事項

本市では、監査結果を各所属における事務執行の見直しの機会とすることを目的の一つとして、例年、全所属に共通する事務を監査テーマに設定した横断監査を実施している。

その結果、第6に記載のとおり、寝具の借入契約に関する指摘事項が複数の所属で確認された。いずれも例年実施されている契約であり、定例的な契約では確認が形骸化しやすいことか

ら、類似の契約を行っている所属は、本監査の結果を踏まえ、同様の不備がないか確認し、必要に応じて見直しを行われたい。

また、本年度は、随意契約のうち、契約金額が少額となる比較見積及び特定少額契約による案件を調査対象として監査を実施した。これまでの横断監査では、主に契約金額が高額である契約を優先的に調査対象としていたことから、今回の監査では、契約金額が少額である契約を抽出し、調査対象としたものである。

今回の指摘事項の中には、事務手続において十分な確認が行われていないことが一因と思われる事例が複数見られた。契約金額が少額となる契約では、高額な契約と比較して、取り扱う件数が多いことや問題が生じた場合の財務的影響度が小さいことから、契約事務及び支出事務の各プロセスにおける確認が形式的なものとなりやすいと考えられ、今回、調査対象契約とならなかった契約においても、事務手続に誤りが生じるおそれがある。

各所属は、少額な契約においても適切かつ確実に確認を行い、契約事務及び支出事務の適正な執行を徹底されたい。

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(分担金に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

分担金に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

財政局、会計室、中央区役所、東住吉区役所、西成区役所、福祉局及び建設局

(注) 財政局及び会計室は、分担金の支出手続等に関する指針等を取りまとめた所属として対象所属とした。また、
実地調査は分担金の支出がある所属を対象に実施した予備調査結果から、3区役所（中央区役所、東住吉区役所、西成区役所）2局（福祉局、建設局）を選定した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 分担金が適切に支出されず、本市に損害が生じるリスク	ア 分担金に関する協定等は適切に整備され運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2
	イ 複数年度にわたり支出されている分担金について、金額や割合についての検討は行われているか。	—
	ウ 財政局及び会計室は、各所属に対し、必要に応じて適切な支援を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 協定書の記載内容について改善を求めたもの

【中央区役所及び西成区役所に対して】

財政局及び会計室が取りまとめた分担金の支出手続等に関する指針（以下「指針」という。）では、分担金の金額や割合について、協定書・契約書において明確に規定し、他の分担者及び支出先の団体等との間であらかじめ取り決めておくこと、また、団体運営経費やイベント等事業経費に対する分担金については、他の分担者とともに複数で支出することが原則であること、及び、本市1団体だけが金銭を支出し、他の分担者は金銭に代わる人的・物的分担を行っている実態がある場合は、各々の役割分担について協定書等に明記して他の分担者及び支出先の団体等との間であらかじめ取り決めることが示されている。

今回の監査において、中央区役所及び西成区役所の分担金の協定書等を確認したところ、検出された事実及びその主な原因は、次のとおりであった。

図表 検出事項及び主な原因

所属／事業名		
中央区役所／ にぎわい WA I・わいねっと 事業	検出事項	協定書には、役割分担として、大阪市と他の分担者の双方に「本件事業の収支予算に基づく必要経費の分担」等と記載されており、双方の分担が明確に定められていなかった。また、実行委員会から提出された収支報告書において、大阪市以外の分担者が負担した分担金額が記載されており、結果として他の分担者ととも複数で支出していることを確認できたが、収支予算書等には、他の分担者の分担金について記載されておらず、あらかじめ取り決めていることを確認できなかった。
	主な原因	団体運営経費やイベント等事業経費に対する分担金については、他の分担者ととも複数で支出することが原則である中、分担金の金額や割合について、書面等で明らかにし、あらかじめ取り決めておかなければならないという認識が不足していた。
西成区役所／ ちょちょまう ヴァナキュラー 事業	検出事項	当該事業は事業費のほぼ全額を大阪市が負担している。しかし、協定書には、大阪市と分担者の事業分担は記載されていたが、事業実施に必要な経費等については、「甲（大阪市）の分担金及びその他の収入、又は甲及び乙による役務並びに物品の提供をもって充てる」と記載されているのみで、金銭に代わる他の分担者の人的・物的分担が明確にされていない。
	主な原因	各々の役割分担を記載することは認識していたが、金銭に代わる分担を明確にしなければならないという認識が不足していた。

現状では、役割分担についての分担者の認識に齟齬^{そご}が生じるリスクや、分担金としての支出の妥当性を証明できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 中央区役所は、次年度以降、他の分担者の分担金についても、協定書や実行委員会の収支予算書等の書面により、あらかじめ明確にされたい。
2. 西成区役所は、次年度以降、金銭に代わる他の分担者の人的・物的分担が明確となるよう、協定書の見直し等を行われたい。

2 精算書について改善を求めたもの

【西成区役所に対して】

指針には、分担金の対象となる事業等が完了したときは、実績報告書や収支報告書の提出を受けることが示されており、平成21年1月30日付け会計第282号「各種分担金に係る統一的な支出事務手続きについて（通知）」においても、団体の事業等が完了した場合には、分担金の使途に係る説明責任と透明性を確保するため、速やかに団体から事業等の実績や収支に係る報告書を徴し、分担金の額が妥当であったかどうかを確認しなければならないと記されている。

今回の監査において、西成区役所のちょちょまうヴァナキュラー事業に係る収支予算書や精算書等を確認したところ、収支予算書には「運営等全体に係る経費」や「地域の子どもを対象にした音の場づくり」といった個別事業ごとの予算内訳が記載されていた。一方、精算書は支出日順に金額及び支出先を記載した一覧が添付されているのみであり、個別事業ごとの年間経費を把握できる内容となっていなかった。

西成区役所によると、当該実行委員会事務局から支出の都度提出される資料により、当該支出の使途は確認している、とのことであった。

しかし、当該資料は個別事業ごとの年間経費を把握できる内容ではなく、収支予算書の予算内訳に対する実績を確認している状況は見受けられなかった。

これは、事業報告書で個別事業の実施状況を把握し、また支出の都度提出される資料により使途等を確認していたことから、個別事業の経費を明確化した上で予算内訳と実績を突合・確認する必要があるとの認識が不十分であったことが原因である。

現状では、分担金の使用が当初の事業目的・予算内訳の範囲内であることの確認が十分ではなく、当該分担金の支出の妥当性を説明できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

西成区役所は、精算書の様式を見直すなど、個別事業ごとの年間経費を適切に確認できる仕組みを構築されたい。

第7 その他

なし

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(区役所住民情報担当におけるDV等支援措置に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

区役所住民情報担当におけるDV等支援措置^(注)に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

(注) DV等支援措置とは、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するための住民基本台帳事務における支援措置のことをいう。

2 対象所属

市民局^(注)、北区役所、東淀川区役所、住吉区役所及び平野区役所

(注) 市民局は、DV等支援措置に関する事務を所掌するため監査対象所属とした。また、全区役所を対象とした予備調査の結果から上記4区役所を選定し実地調査を実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) DV等支援措置に関する事務が適切に行われず、市民からの信用が失墜するリスク	ア 規程・マニュアル・システム等が適切に整備、周知されているか。	—
	イ 区役所においてマニュアル等に沿って適切に手続が行われているか。	指摘事項1 指摘事項2
(2) 不適切な事態の報告票で報告があった事項が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 不適切な事態の再発防止策が機能しているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 支援措置の開始や終了の決裁時に添付する根拠資料について改善を求めたもの

【北区役所及び東淀川区役所に対して】

大阪市公文書管理条例（平成18年条例第15号）第4条第1項では、「本市の機関は、意思決定をするに当たっては、公文書（法人公文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）を作成してこれをしなければならない」と規定されている。

また、総務局作成の文書事務の手引では、「文書は、あらゆる事務・事業に関する意思決定の方式としてだけでなく、なぜそのような意思決定に至ったのかの記録として、事務・事業の執行段階から終結に至るまでの指針、記録として重要な役割を果たすもの」と記載されている。

監査対象事務の制度所管所属である市民局作成の、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等及び児童虐待等の被害者支援にかかる住民基本台帳事務並びに戸籍事務処理マニュアル（以下「事務処理マニュアル」という。）では、「支援の要否の決定（中略）など一連のすべての手続については、責任者等の承認及び押印を得た後に行い、必ず決裁等による意思決定手続を経ること」と定められている。

また、住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）の決定に当たり、住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下「申出書」という。）を受け付けた区役所は、警察署、配偶者暴力相談支援センター、保健福祉センター、児童相談所等（以下「相談機関」という。）へ申出書の写し及び「申出書に係る確認書」を送付し、意見を付すよう求め、それにより支援の必要性の有無を確認することとなっている。

さらに、申出書を受け付け、支援措置が決定された者（以下「支援措置対象者」という。）には、支援措置が終了する前月の10日までに、支援措置の延長が必要な場合は再度申出書の提出が必要な旨の通知（以下「終了予定通知」という。）を送付した上で、支援措置の期間が経過し、延長の申出がなかったときは支援措置を終了することとなっている。

今回の監査で、監査の対象事務における意思決定に係る手続を確認したところ、次のとおりであった。

<北区役所>

- ・ 支援措置開始の決定に当たり、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けることが困難であったものについては、支援措置開始の決定を行った過去の住所地の市区町村に電話で支援の必要性を聴取しているとのことであったが、電話での聴取内容など支援の必要性を判断した根拠資料が決裁に添付されていなかった。
- ・ 支援措置終了の決定に当たり、支援措置の期間が経過し、支援措置対象者に支援措置の延長の意思がないと判断した根拠資料が決裁に添付されていないものが見受けられた。

これらは、支援措置の開始や終了の決定において、その決定に至った根拠資料等の記録を残すことの認識が十分ではなかったことが原因である。

<東淀川区役所>

- ・ 申出書を受け付けたとき、決裁権者による口頭承認によって支援措置の開始を決定し、申出者に支援措置を決定した旨の通知を即日交付することが常態化し、文書による決裁を事後に受けていた。
- ・ 支援措置開始の決定に当たり、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けることが困難であったものについては、相談機関や支援措置の決定を行った過去の住所地の市区町村に電話で支援の必要性を聴取しているとのことであったが、電話での聴取内容など支援の必要性を判断した根拠資料が決裁に添付されていなかった。
- ・ 支援措置終了に際し、令和7年9月頃まで、事務処理マニュアルで定められた終了予定通知を送付しておらず、東淀川区役所によれば、支援措置対象者へ電話でその旨を連絡していたとのことであったが、その記録がないものが見受けられた。また、決裁において、延長の意思がないと判断した根拠資料の添付がないものが見受けられた。

これらは、意思決定を行う際の決裁手続に関する認識や、その決定に至った根拠資料等の記録を残すことの認識が十分ではなかったことが原因である。

現状では、支援措置の決定及び終了の判断過程について、説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 北区役所は、支援措置の開始や終了について意思決定を行う際は、その判断根拠を明確にする必要があることを関係職員に周知徹底し、意思決定の判断経過について対外的に説明できるように、その根拠資料を決裁に添付する等、確実に記録を残すよう運用されたい。
2. 東淀川区役所は、支援措置の決定に当たっては、必ず事前に決裁権者の決裁を受けるよう関係職員に周知徹底されたい。

また、支援措置の開始や終了について意思決定を行う際は、その判断根拠を明確にする必要があることを関係職員に周知徹底し、意思決定の判断経過について対外的に説明できるように、その根拠資料を決裁に添付する等、確実に記録を残すよう運用されたい。

2 支援措置対象者の終了日の管理及び関係市区町村に対する通知について改善を求めたもの

【東淀川区役所に対して】

事務処理マニュアルによると、申出者が従前の住民登録地、本籍地、従前の本籍地又は固定資産所在市区町村等において併せて支援措置を実施することを求める場合には、申出書を受け付けた区役所は支援措置責任者等の了解を得て、支援措置を決定した旨の通知（以下「支援措置決定通知」という。）等を当該市区町村へ送付することになっている。

また、支援措置の期間が経過し、支援措置の延長申出がなかった場合、支援措置を終了することになっており、支援措置決定通知を送付した市区町村に対し、支援措置を終了した旨の通知（以下「支援措置終了通知」という。）を送付することまでは定められていない。しかし、他市区町村が申出書を受け付け、区役所が支援措置決定通知の送付を受けた場合、支援措置の期間が経過したことによる支援措置終了の決定に当たり、「実際の運用としては、当初受付市区町村に確認のうえ、支援措置を終了するのが望ましい」と記載されている。

そのため、東淀川区役所では、支援措置対象者について支援措置の期間が経過し支援措置の延長申出がなかった場合、支援措置決定通知を送付した市区町村へ支援措置終了通知を送付することとしている。

今回の監査で、支援措置終了に係る手続を確認したところ、東淀川区役所が決定した支援措置対象者のうち、支援措置終了の意思決定を行っておらず、本籍地の区役所へ支援措置終了通知を送付していなかったものが見受けられた。

その結果、支援措置の期間が経過しているにもかかわらず、戸籍の附票の写しの発行制限措置がなされたままの事案が複数の区役所で検出された。

これは、支援措置対象者に係る支援措置の終了日の管理が十分ではなかったことが原因である。

現状では、支援措置の終了が適切になされず、関係する市区町村においても本来の支援措置期間を超えて支援措置が継続され、DV等支援措置を必要とする被害者を保護するという制度本来の趣旨が損なわれるリスク及び市民等から支援措置の適正性に疑念を抱かれるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

東淀川区役所は、支援措置の終了日の管理を適切に行う仕組みを構築し、支援措置を延長しない場合、適時に終了の決定を行い、関係する市区町村へ漏れなくその旨を通知するよう運用されたい。

第7 その他

留意すべき事項

本監査は、対象事務において、令和6年度に3区役所で不適切な事態が発生したことなどから実施したが、監査対象所属の4区役所では、同様の事案の発生につながる事項は検出されなかった。また、DV等支援措置に関する事務の担当者からは、申出書の受付件数は年々増加し業務負担が大きくなっているとの意見があったが、当該事務の重要性を認識し、不適切な事態が発生しないよう、申出書1件1件に対し丁寧に事務処理を行っていたことを確認した。

本市では、市民局が事務処理マニュアルを定めており、国の制度改正などがあれば適時見直しを行っていることを確認した。

しかし、監査対象所属の区役所では、事務処理マニュアルに明記されていない、相談機関から「申出書に係る確認書」の提出を受けられない場合の対応や、支援措置対象者に対する支援措置終了通知の送付時期について、実務上の取扱いに差異が見られた。

このため、市民局は、各区役所における実務上の課題等を把握した上で、負担軽減や効率化の観点から事務処理マニュアルを改正するなど、区役所が円滑に事務処理を行えるよう支援を強化されたい。

また、監査対象所属の4区役所中2区役所で、支援措置の開始及び終了の決定に至った理由の記録に不十分なものがあつたことを第6で指摘したところである。

DV等支援措置は、支援措置対象者の保護を目的とした制度である一方、相手方とされた者が住民票の写し等の証明書を取得する権利を一部制限する側面もある。

監査対象所属とならなかった区役所においても、支援措置の開始や終了の決定に至った理由について、説明責任を果たせるよう、十分な記録を残すように徹底されたい。

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(公印管理に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

1 対象事務

公印管理に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

総務局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局及び市会事務局

(注) 総務局は、監査の対象事務を所管する所属として対象とした。また、本市が保有する公印の大部分は、大阪市公印規則(昭和30年規則第48号)に定められているところ、個別の規程に定められている公印を保有する4局を加えて実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 公印管理が適切に行われず、市民からの信用が失墜するリスク	ア 公印管理に関する規程、マニュアル等を適切に整備・周知するとともに、監理・指導を適切に行っているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3
	イ 公印管理に関する規程、マニュアル等に沿って適切に手続が行われているか。	指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4 指摘事項5
(2) 過去に判明した不適切な事態が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に判明した不適切な事態が改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの

【水道局、教育委員会事務局及び行政委員会事務局に対して】

大阪市公印規則では、公印は、市長等が作成する文書に表示することにより、当該文書が真正であることを認証することを目的とするものであるとされ、同規則には公印の名称、ひな型、書体、寸法等、公印の管理に関し必要な事項が定められている。

本指摘の対象となる公印についても、図表-1のとおり公印管理に関する各規程（以下「規程」という。）に公印の名称、ひな型等が定められている。

図表－1 各所属が定める規程等

所属	規程の名称	条項	内容
水道局	大阪市水道局公印、記章及び証票規程(昭和27年水道事業管理規程第6号)	第2条の3	(別表第1) 公印の名称、書体、寸法、用途 (別表第2) ひながた
教育委員会事務局	大阪市教育委員会公印規則(昭和36年教育委員会規則第4号)	第3条	(別表第1) 公印の名称、書体、寸法、用途、監守者 (別表第2) ひな型
行政委員会事務局	大阪市人事委員会公印規則(昭和45年人事委員会規則第2号)	第3条	(別表第1) 公印の名称、書体、寸法 (別表第2) ひな型
	大阪市選挙関係事務執行規程(昭和53年選挙管理委員会告示第26号)	第6条	(第2号様式) ひな型

今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。

(1) 水道局

- 「総務部長印」、「工務部長印」、「水質試験所長印」及び「場長印(柴島浄水場・庭窪浄水場・豊野浄水場)」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。
- 「納入通知書専用局長印」及び「水道料金等領収局長印」について、規程の書体と異なっていた。
- 「施設保全センター所長印」及び「水質試験所長印」について、現行の組織名称と異なっていた。

水道局によると、「総務部長印」については、当該公印を新調後、規程改正を行った際に、現存する公印と異なる配列で規定したため、ひな型と異なる文字の配列になっており、「工務部長印」、「水質試験所長印」、「場長印(柴島浄水場・庭窪浄水場・豊野浄水場)」、「納入通知書専用局長印」及び「水道料金等領収局長印」については、ひな型と文字の配列が異なる理由及び書体が異なる理由は不明とのことであった。なお、「総務部長印」、「工務部長印」、「水質試験所長印」及び「水道料金等領収局長印」については、近年使用実績がなく、廃止を検討しているとのことであった。

また、「施設保全センター所長印」及び「水質試験所長印」については、令和6年度に組織改正が行われたが、別途廃止を検討しており、廃止しなかった場合には、現行の組織名称に対応した公印に新調する予定とのことであった。

これらは、公印の新調・廃止に当たり、あわせて規程を整備することの必要性について認識が不十分であったこと及び規程のひな型等と公印の印影を一致させておく必要性について認識が不十分であったことが原因である。

(2) 教育委員会事務局

- 「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程の寸法と異なっていた。
- 「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」及び「教育委員会教育長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。
- 「教育委員会印（一般文書用）」（縦版）について、規程のひな型に記載のある文字が公印にはなかった。
- 「教育委員会事務局印」（縦版）について、廃印台帳^(注)の簿冊に綴り替えられており、実態として廃止の取扱いとなっていたが、規程には当該公印の記載が残っていた。

(注) 廃印台帳とは、廃止した公印の公印台帳に廃止年月日を記入したもの。

教育委員会事務局によると、公印の印影と規程の内容とが異なる理由及び廃止の取扱いとなっている公印が規程に残っている理由は不明とのことであった。

これらは、公印の新調・廃止に当たり、あわせて規程を整備することの必要性について認識が不十分であったこと及び規程のひな型等と公印の印影を一致させておく必要性について認識が不十分であったことが原因である。

(3) 行政委員会事務局

- 「人事委員会委員長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。
- 「選挙長の印」を定める大阪市選挙関係事務執行規程について、当該印を押印した文書の真正性を第三者に証するためには、同規程にひな型だけではなく、書体及び寸法についても定めを置くべきところ、その定めがなかった。

行政委員会事務局によると、「人事委員会委員長職務代理者印」について、実態は把握していたものの、ひな型と文字の配列が異なる理由は不明であり、大阪市人事委員会公印規則第5条において準用する大阪市公印規則第3条の2の規定内容からすると、規則上、職務代理の場合であっても委員長印を使用することになっているため、当該公印の使用を予定しておらず、実務上問題がないと認識していたとのことであった。なお、当該公印は廃止を検討しているとのことであった。

また、「選挙長の印」について、規程に書体及び寸法の定めがない理由は不明とのことであった。なお、現時点において支障は生じていないが、他都市の状況を確認しながら規程改正の必要性を検討していくとのことであった。

これらは、規程のひな型等と公印の印影が一致しているかの確認が不十分であったこと及び公印に関する規程において定めておくべき事項の認識が不十分であったことが原因である。

上記（１）から（３）までについて、現状では、規程と公印の印影が異なることや規程に書体及び寸法が定められていないことにより、公印を押印した文書の真正性が担保されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項１]

1. 水道局及び教育委員会事務局は、本指摘の対象となった公印について、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消するよう、整備されたい。
2. 水道局及び行政委員会事務局は、本指摘の対象となった公印のうち、使用予定のない公印については廃止を検討し、廃止しない場合は規程と公印の印影が合致するよう整備されたい。
3. 教育委員会事務局は、廃止の取扱いとなっている公印について、速やかに規程を改正されたい。
4. 行政委員会事務局は、「選挙長の印」について、書体及び寸法を新たに定める等、規程を改正されたい。

2 公印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

教育委員会において使用する公印については、大阪市教育委員会公印規則第8条において、教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）に公印台帳を置くことと、当該台帳に登録すべき印影等の必要事項を記した様式について定められている。

また、教育委員会事務局が作成する学校事務の手引き（文書編）では、校園長が公印台帳を総務課まで提出することが記載されている。

今回の監査において、公印台帳を確認したところ、次のとおりであった。

- 学校園の一部の公印台帳が総務課に提出されていなかった。
- 学校園の一部の公印台帳の印影欄に、規程のひな型に定められていない個人の印鑑、割印、契印等が押印されていた。

教育委員会事務局によると、今回の監査で確認した学校園の公印台帳は、令和5年度に公印台帳の更新を行うに当たり、全学校園から改めて提出されたものであるが、個々の公印台帳の提出状況及びその内容を確認できていなかったとのことであった。

また、公印台帳の印影については、学校園の担当者の認識不足により、個人の印鑑等が誤って押印されたものであるとのことであった。

これらは、公印の意義や重要性について認識が不十分であったこと及び公印台帳管理の重要性・必要性について認識が不十分であったことが原因である。

現状では、公印管理が適切に行われず、公文書の真正性に疑念をもたれるリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

教育委員会事務局は、直ちに学校園から提出された公印台帳を確認し、不備のあった学校園に対して必要な指導を行い、学校園において公印と台帳を照合の上、公印台帳を適切に整備されたい。また、同様の誤りが生じないような仕組みを構築されたい。

3 廃印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

廃印台帳とは、廃止した公印（以下「廃印」という。）の公印台帳に廃止年月日を記入したもので、教育委員会事務局においては、廃印台帳を総務課で保管することとしており、廃印台帳によって、廃印の個数や廃棄時期等の管理を行うこととしている。そのため、公印を廃止した際は、公印台帳に廃止年月日を記入し、公印台帳の簿冊から廃印台帳の簿冊へと綴り替えを行う必要がある。

また、大阪市教育委員会公印規則第10条において、公印の使用を廃止した日から、公印の種類に応じて無期又は5年間保管しなければならないが、保存期限を経過した公印は、焼却その他適当な方法で廃棄しなければならないことが定められている。

今回の監査において、教育委員会の廃印台帳及び廃印を確認したところ、次のとおりであった。

- 廃印台帳と廃印の数が一致しなかった。
- 一部の廃印台帳に廃止年月日が記載されていなかった。

教育委員会事務局によると、公印台帳が重複して作成され廃印台帳の簿冊に綴り替えを行った可能性があるものや、廃印台帳の簿冊への綴り替えを行っていないものがあるとのことであった。

また、廃止年月日については、過去の経緯を確認できる資料がなく、把握できていないとのことであった。

これらは、公印の重要性についての意識が希薄であり、公印台帳及び廃印台帳の管理が不十分であったこと及び廃印台帳の管理に関する明確なルールもなかったことが原因である。

現状では、廃印台帳が適切に整備されず廃印の個数及び廃棄時期が適切に管理されないことにより、廃印を紛失するリスク及び保存期間満了前に廃棄するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

教育委員会事務局は、廃印時における手続を整備の上、関係職員に周知するとともに、公印台帳及び廃印台帳を適切に整備し、管理する仕組みを構築されたい。また、整備された廃印台帳に基づき廃印を適切に管理されたい。

4 公印廃止の手続について改善を求めたもの

【水道局に対して】

水道局において使用する公印については、大阪市水道局公印、記章及び証票規程第7条において、公印の廃止をしようとするときは、あらかじめ公印新調・廃止協議書により法務監査担当課長と協議の上、水道局長の決裁を受けなければならないことが定められている。

今回の監査において、令和6年度以降に廃止された公印を確認したところ、「水道局長印（電子公印）」について、当該公印を取り扱うお客さまサービス課では、法務監査担当課長との公印廃止に係る協議を行い、承認を受けていたものの、局長の決裁を受けていなかった。

水道局によると、お客さまサービス課では、法務監査担当にて局長の決裁を受けた上で公印廃止に係る協議が承認されたものと誤認し、局長の決裁を受けていなかったとのことであった。

これは、公印廃止に係る手続についての理解が不十分であったことが原因である。

現状では、公印廃止に係る意思決定過程について、説明責任を果たせないリスクがある。したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

水道局は、公印廃止に係る意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を関係職員に周知し、運用されたい。

5 公印審査に係る手続について

(1) 公印審査時の確認等を確実にを行うよう改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

地方自治法第234条第5項において、契約は、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印した時に確定することが定められている。

また、教育委員会において使用する公印については、大阪市教育委員会公印規則第6条及び第6条の2において、文書主任及び公印取扱責任者は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書や印影印刷をした文書と照合した上、当該決裁文書に審査を行った旨や公印押印済みの旨を記録しなければならないことが定められている。

今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。

- 教育委員会教育長が締結した一部の契約書において、本来「教育委員会教育長印」を押印すべきところ、誤って「教育委員会印」を押印していた。
- 印影印刷を行った職員証の交付に係る一部の決裁において、定例決裁簿に記載されている押印通数・箇所数と決裁に添付されている職員証交付願や交付予定の職員証（写し）の数とが一致していなかった。

教育委員会事務局によると、契約書に公印を押印する者が公印を取り違えて押印した上、公印取扱責任者が押印箇所を確認する際に印影が異なることを見落とししたとのことであった。

また、職員証の交付に係る決裁については、起案者による必要書類の添付が漏れており、決裁権者、文書主任及び公印取扱責任者も添付漏れに気づけなかったとのことであった。

これらは、公印を押印する者及び公印取扱責任者による印影の確認が不十分であったこと及び起案者による決裁文書の確認が不十分であり、決裁権者、文書主任及び公印取扱責任者によるチェックも不十分であったことが原因である。

現状では、正しい公印が押印されないことにより、公文書の真正性を証明できないリスク及び公印の押印通数・箇所数の確認が正確に行われないことにより、公印が不正使用されるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5 (1)]

教育委員会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印取扱責任者等の意識向上を図り、公印を押印した文書の確認、決裁文書と浄書との照合及び公印審査の記録を確実にを行うよう徹底されたい。

(2) 公印審査の記録を確実にを行うよう改善を求めたもの

【市会事務局に対して】

大阪市公印規則第9条第1項第2号及び第3号において、文書主任及び公印取扱責任者は、決裁文書の審査を行い、押印を必要とする文書と照合した上、当該決裁文書に文書主任は審査を行った旨、公印取扱責任者は公印押印済みの旨を記録しなければならないことが定められており、市会事務局において使用する公印については、大阪市会公印規則（昭和53年市会議長決定）第5条において、当該規定を準用することが定められている。

今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。

- 一部の紙決裁文書において、公印審査欄への文書主任や公印取扱責任者の押印がないものがあった。
- 電子決裁文書においては、公印審査の情報をシステム上の決裁に登録する必要があるところ、一部に、標題名が類似する別の決裁に誤って登録しているものや、公印審査の情報を決裁に登録していないものがあった。

市会事務局によると、決裁文書に公印審査に係る記録をすることの重要性について認識していたものの、一部において事務処理が徹底できていなかったとのことであった。

これらは、決裁文書に公印審査に係る記録をしているかの確認が不十分であったことが原因である。

現状では、公印審査の実施に関して、説明責任を果たせないリスクがある。
したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5 (2)]

市会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印審査に係る決裁文書への記録を確実にを行うよう徹底されたい。

第7 その他

留意すべき事項

本監査は、公印管理に関する事務において、令和4年度から令和6年度までの間に複数の所属で不適切な事態が発生したことなどから実施したものであるが、第6に記載のとおり、多数の指摘事項が検出されたところである。

さらに、指摘には至らなかったものの、公印台帳の一部項目において最新化されていないものや、ゴム印等を公印と合わせて公印箱に保管するなど、軽微な不備も散見された。また、公印の真正性に疑義が生じるほどではないものの、摩耗・欠損している公印が見受けられた。

監査対象所属は、公印台帳の記載内容を定期的に点検・更新し、台帳による公印管理が確実に行われるよう取り組まれるとともに、公印と公印以外のものを分けて保管するなど、公印の不正使用を防ぐ環境を整備されたい。また、摩耗・欠損がないかを定期的に確認し、必要に応じて新調するなど、印影が常に鮮明な状態となるよう留意されたい。

加えて、公印の使用状況についても確認したところ、指摘事項1に記載したもののほか、近年使用実績がないものの、廃止の検討がなされないまま、保有されている公印が見受けられた。

監査対象所属は、公印を保有することに伴う、紛失、盗難、不正使用のリスクや、管理する負担等も踏まえ、今後使用する見込みのない公印については、廃止も視野にその必要性を検討されたい。

上述のとおり、公印管理に関する事務について、多数の不備が見られたところであり、全体的におざなりになっているように思われる。

大阪市公印規則に規定されている公印については、同規則に基づき総務局により定期的に管理状況等の調査が行われているが、それ以外の監査対象所属が管理している公印については、当該調査の対象とはならない。よって、監査対象所属は、公印管理に関する事務について改めて職員に周知の上、自ら定期的に点検・確認するなど、適切な管理・運用に努められたい。

また、総務局は、監査対象とならなかった所属でも同様の事態が生じないよう、本監査結果を参考に、引き続き公印管理状況等の調査を行われたい。

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく財務監査

第3 監査の対象

1 対象事務

指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属^(注)

西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局、教育委員会事務局並びに契約管財局及び会計室

(注) 実地調査は予備調査結果から、3区役所(西区役所、浪速区役所、鶴見区役所)3局(経済戦略局、市民局、教育委員会事務局)を選定し、当該所属が所管する指定管理者制度導入施設各1施設(図表-1)の実地調査時点の物品管理状況等について確認を行った。また、契約管財局及び会計室は、指定管理者制度、物品管理に関する事務を所掌する所属として対象所属とした。

図表-1

実地調査対象施設	所管所属	実地調査対象施設	所管所属
西区民センター	西区役所	阿倍野スポーツセンター	経済戦略局
浪速区民センター	浪速区役所	男女共同参画センター中央館	市民局
鶴見区民センター	鶴見区役所	クラフトパーク	教育委員会事務局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 物品管理が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 施設管理者は、物品管理（現在高調査）に関する本市規程・マニュアル等を認識の上、適切に運用しているか。	指摘事項3
	イ 施設所管所属は、指定管理者に対し、施設における、物品管理に関する規程・マニュアル等を適切に周知するとともに、監理・指導を行っているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4 指摘事項5
	ウ 契約管財局等は施設所管所属に対し、物品管理に関する規程・マニュアル等を適切に整備・周知するとともに、必要に応じて適切な支援を行っているか。	—
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

物品管理について

大阪市の会計規則（昭和39年規則第14号）（以下「会計規則」という。）第83条では、物品の出納は会計年度ごとに区分して整理し、その年度区分は、当該物品を出納した日の属する年度によると定められており、同規則（第85条から第91条まで）に基づき、備品として管理すべき物品は、原則として、受入・移動・情報変更の都度、財務会計システムに記録する方法により管理することとされている。

また、会計室が作成した「物品管理マニュアル（令和7年3月）」には、物品の出納を【備品台帳】（財務会計システム情報）に記録しなければならない旨が記載されている。

加えて、契約管財局が作成した「指定管理者制度の運用に係るガイドライン（令和7年3月改訂版）」では、指定管理者による備品等の取扱いとして、施設内の備品等を適正に維持管理するため、指定管理者に【備品一覧】等を適宜更新させること、一覧表等に基づく定期的な現物確認の実施及び結果の報告を求めると並びに所管所属が必要に応じて適切に対応することが示されている。

1 財務会計システムに記録しない場合の物品管理ルール遵守について是正及び改善を求めたもの

【経済戦略局に対して】

今回の監査において、阿倍野スポーツセンターの備品台帳登録物品数が非常に少ないことから、経済戦略局に確認したところ、同局の物品担当課と会計室との協議により、一部の物品は、財務会計システムに登録せず、備品一覧で管理する運用が認められていることが判明した。

協議により承認された内容等は次のとおりである。

- ・ 同局スポーツ部所管の指定管理者制度導入施設（以下「指定管理者施設」という。）における物品について、現財務会計システム導入前（平成23年度以前）に受け入れた備品は、財務会計システムに登録せず、指定管理者施設ごとに備品一覧で管理し、平成24年度以降受け入れる備品については財務会計システムで管理する。
- ・ 会計室は承認に際し、特に留意することとして、取得価格、受入年月日、品質、数量、単価について明らかにしておくよう通知している。

しかし、備品台帳への登録状況や備品一覧の記載内容を確認したところ、指定管理者が平成24年度以降に買替（更新）を行った物品について、財務会計システムに登録されておらず、また、備品一覧には、取得価格や受入年月日等の記載がなく、買替時に品名、品質等の情報も更新されていなかった。

これは、会計室との協議内容に対する理解が不十分であったことにより、所管部署全体で誤った解釈に基づき物品管理を行っていたことが主な原因である。

現状では、指定管理者施設における物品が正確に把握できず、適切に管理できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

1. 経済戦略局は、会計室との協議事項について、留意事項を含め正しく理解した上で、平成24年度以降に同局スポーツ部所管の各指定管理者施設で購入した物品について、品名、品質、取得価格等を調査し、備品台帳等の整理方針を決定の上、当該方針に基づき適切に対応されたい。
2. 経済戦略局は、今後同様の事象が発生しないよう、とりわけ標準的な事務手続とは異なる事務処理を行う場合には、組織的なチェックが行える仕組みを構築されたい。

2 備品台帳の不適切削除の是正及びチェック体制の改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

今回の監査において、所管所属の備品台帳とクラフトパークの備品一覧との登録件数に大きな差異があったことから、教育委員会事務局に確認したところ、備品一覧に記載され、かつ実在している物品のうち、備品台帳から約600件の物品が登録削除されており、その中には取得価格が100万円以上の重要物品も含まれていることが判明した。

教育委員会事務局によると、平成27年度に物品調査を行った職員が、備品台帳に記載されている保管場所に物品がないことから、指定管理者施設には存在しないと判断し廃棄手続きを行い決裁されていた、とのことであり、毎年度実施する現在高調査では、備品台帳と備品一覧との照合を行わず、備品一覧を基に現物確認を行っていたため、備品台帳と備品一覧との差異を発見することができなかった、とのことである。

これは、物品の調査不足、台帳の整備不足、登録削除時の複数人によるチェック不足及び定期的に備品台帳と備品一覧との照合を実施していないことが原因である。

現状では、次のリスクがある。

- ・ 備品台帳等が適正に整備されていないことにより、物品の重複購入や紛失が発生するリスク
- ・ 重要物品が備品台帳から削除されていることにより、誤った財務諸表が公表され、市民の信用失墜を招くリスク

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

1. 教育委員会事務局は、誤って削除した物品について備品台帳への再登録をされたい。
2. 教育委員会事務局は、今回の事案を重く受け止め、適正な物品管理の徹底に向けて職員への再教育の実施など所属内の意識向上を図られたい。
3. 教育委員会事務局は、登録の削除を行う際には、決裁手続の過程において書面により状況を確認するなど、複数人によるチェックや、備品台帳と備品一覧との差異を把握し是正できるよう、定期的に照合が適切に行える仕組みを構築されたい。

3 備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの

【西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局及び教育委員会事務局に対して】

今回の監査において、各施設での物品の管理状況を確認したところ、図表-2のとおり的事実があった。

図表－ 2

検出所属	検出事項	発生要因
浪速区役所 鶴見区役所	備品台帳に登録されているが備品一覧に登録されていない物品があった。	・財務会計システムに登録して作成する備品台帳と、指定管理者で使用する備品一覧について、定期的に照合し整合性を確保すべきところ、照合作業が行われていなかった。
西区役所 浪速区役所 鶴見区役所	取得価格が5万円以上と見込まれる物品について、備品一覧には登録されているが備品台帳には登録されていなかった。	・市有物品の所有権移転時期を、出納年度ではなく指定期間満了時と認識していた。
教育委員会事務局	備品台帳に登録されている物品の現物が確認できなかった。	備品台帳に登録されている物品が一連の事務手続を経ずに廃棄されていた。
西区役所 浪速区役所 鶴見区役所 経済戦略局 市民局 教育委員会事務局	本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 (寄贈品等)	・寄贈品について、所有権の帰属や事務手続の必要性を認識することなく受け入れていた。 ・備品一覧への登録や廃棄漏れの物品がないか確認できていなかった。

これらは、所管所属において、指定管理者施設の物品であっても会計規則等に基づく物品管理が必要であるとの認識が不十分であったこと、及び指定管理者施設内にある常設物品を把握しておく必要性について理解が不十分であったことが原因である。

現状では、次のリスクがある。

- ・ 適正な備品台帳等が整備されていないことにより、物品の重複購入や紛失が発生するリスク及び物品の所在確認に時間を要し、業務効率が低下するリスク
- ・ 所有権の帰属調整が適時行われていないことにより、管理責任の所在が不明確となり、本市と指定管理者との間でトラブルに発展するリスク

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

1. 西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局及び教育委員会事務局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。
2. 西区役所、浪速区役所、鶴見区役所、経済戦略局、市民局及び教育委員会事務局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。

4 現在高調査の調査方法について改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

会計規則第 101 条では、局長等は、毎年度末における所管物品の現在高を調査し、物品現在高調査表を作成しなければならない旨が定められている。また、現在高調査の実施に当たっては、毎年度、会計室から各所属へ、当該事務の根拠や調査対象、調査手順や具体的な調査方法が通知されている。

今回の監査において、教育委員会事務局が所管するクラフトパークでの現在高調査の実施状況を確認したところ、全件を確認しなければならないにもかかわらず、備品一覧に記載されている物品が約 1,200 件と多いことから、所管部署職員が 50 件から 100 件程度を抽出して、指定管理者とともに現物確認を実施しているとのことであった。

これは、所管所属において、指定管理者施設であっても会計規則に基づく物品管理が必要であるとの認識が不十分であり、現在高調査において備品台帳に記載された物品全件について現物照合を行う必要があることを認識していなかったことが原因である。

現状では、指定管理者施設で保管する物品について全件確認ができていないことにより、物品の重複購入や紛失等が発生するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

教育委員会事務局は、指定管理者施設においても会計規則に基づく物品管理が必要であることを関係職員及び指定管理者に周知するとともに、毎年度の現在高調査に当たっては、指定管理者施設で保管する物品と備品台帳に記載された物品の全件について確実に現物照合を実施できる仕組みを構築し、運用されたい。

5 現在高調査の記録について改善を求めたもの

【経済戦略局に対して】

上記 4 に記載の会計規則第 101 条に加え、同規則第 116 条において、物品現在高調査表の様式が定められており、調査担当者等を明記することになっている。

今回の監査において、経済戦略局が所管する阿倍野スポーツセンターを含むスポーツ部所管指定管理者施設における現在高調査の実施状況を確認したところ、備品台帳の現物確認は指定管理者施設数が多いため、所管部署の職員が分担して実施しているとのことであった。

調査後の報告記録を確認したところ、物品取扱員に提出する物品現在高調査表は全指定管理者施設分を一括して作成しており、調査担当者欄等には代表者氏名のみの記載で、実際に現物確認した担当者等の記録や全件の現物確認を実施した証跡は残されていなかった。

これは、現在高調査の記録方法について認識が不十分であったことが原因である。

現状では、現在高調査の実施状況の詳細が不明瞭となり、差異が発生した際の原因究明等が困難となるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

経済戦略局は、毎年度実施すべき現在高調査において、実施者及び実施状況を後日確認できるように実施記録を確実に残す仕組みを構築し、運用されたい。

第7 その他

留意すべき事項

令和4年度及び令和6年度の物品管理に関する監査において多数の不備が確認されたことから、令和6年度の監査報告書で、職員の物品管理に対する認識の甘さが根本的な原因であると言及し、職員一人ひとりが物品管理の重要性を再認識し、毎年度の現在高調査を実施するよう意見を付したところである。

しかしながら、またしても今回の監査で実地調査を行った全所属において、備品台帳・備品一覧の記載漏れや台帳と現物の不一致等、多数の不備が確認された。これは、各所属において、指定管理者施設であっても会計規則等に基づき物品管理を行う必要があるとの認識が十分でなかったことが主な要因であると考ええる。

指定管理者施設を所管している所属は、指定管理者施設においても物品管理に関して本市の会計規則等が適用されることを職員に改めて周知徹底を行い、会計規則等に基づき物品管理が確実に実施されるよう、指定管理者に対して必要な指示及び情報共有を適切に行われたい。

また、このような状況を踏まえ、契約管財局（指定管理者制度所管）及び会計室（物品管理制度所管）は、指定管理者施設所管所属が、上記の点を十分理解した上で指定管理者へ共有し、適正な物品管理が実施されるよう、ガイドラインやマニュアル等を適宜改善し、研修の実施やチェックリスト等の提供などにより、今後も工夫しながら支援されたい。

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(株式会社大阪水道総合サービス)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

株式会社大阪水道総合サービス

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

水道局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	イ 固定資産及びPC等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む。）が適切に行われているか。	指摘事項1 指摘事項2
(2)債権管理が適切になされず、債権が回収できないリスク	ア 債権管理が適切になされ、滞納が生じないように管理し、適時に回収されているか。	—
(3)本市及び近隣の水道事業体からの受託業務が適切になされず、3E（経済性、効率性、有効性）を阻害するリスク	ア 受託事業の個別管理は適切になされているか。またそれらの情報に基づく、随意契約の協議や、入札案件の応札判断は妥当か。	指摘事項3
	イ 委託に係る事務は適切になされているか。	—
	ウ 大阪水道グループ（本市及び当団体）の連携は有効なものとなっているか。	—
(4)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。	—
(5)過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(6)指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	指摘事項3

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 固定資産の計上について改善を求めたもの

【株式会社大阪水道総合サービスに対して】

本法人の経理規程細則第 21 条によると、「固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する。(以下省略)」と規定されている。

しかし、本法人では、法人税法上の税制優遇を受ける目的で、取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理していた。

これは、経理規程細則の定めに沿って会計処理を行わなければならないという認識が不足していたことが原因である。

現状では、経理規程細則と実態の整合性がとれていないことで、会計処理に誤りが生じ、意図しない決算となるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

本法人は、固定資産に関するあるべき会計処理を整理し、固定資産の処理方法の見直しや経理規程細則の改定等、適切な対応を行われたい。

2 固定資産の現状調査について改善を求めたもの

【株式会社大阪水道総合サービスに対して】

本法人の経理規程細則第 25 条によると、「出納責任者は、毎期末又は必要と認めるとき、固定資産の現状を調査し、固定資産台帳との照合を行わなければならない。」と規定されている。

しかし、本法人では、固定資産の現状調査は、総務担当係長が固定資産台帳をもとに、固定資産管理部署へ電話調査を実施し、調査結果を固定資産台帳に反映して総務担当課長決裁を得ているが、固定資産台帳には固定資産の現状調査に関する情報（実施日や実物を確認した職員など）は記録されていなかった。

これは、固定資産の現状調査の実施方法及び実施記録について必要な事項が整理できていなかったことが原因である。

現状では、責任の所在が曖昧となり、後日問題発生時の原因究明や再発防止策の策定が困難となるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、固定資産の現状調査において、現物確認の実施者、確認方法、確認日時などを書面で記録し、適切な固定資産の管理が実施できる仕組みを構築されたい。

3 団体に対する指導監督について改善を求めたもの

【株式会社大阪水道総合サービス及び水道局に対して】

外郭団体等の監理については、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成25年大阪市条例第10号）において次のとおり規定されている。

（外郭団体等の監理の原則）

第6条 外郭団体等の監理については、本市の外郭団体等に対する関与の程度に応じて行うことを原則とし、外郭団体等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

所管所属は、本市が果たすべき役割を補完し又は代替する事業活動について、団体に対し、本市の計画に沿った受託体制の準備を依頼する場合には、団体の経営等への影響も考慮し、団体の自律的な運営等を妨げることのないよう配慮して進めなければならない。

水道局は、「水道管等の維持管理業務」（管路保全、緊急対応、管路維持、用地保全・メータ一取替等）について、現在当該業務に従事している職員の退職時期に合わせて段階的に民間事業者へ委託する方針としている。しかし、複数の民間事業者にヒアリングを実施したところ、民間事業者にはノウハウがなく、受託可能な民間事業者が存在しないこと、また、水道局が想定するスケジュールに合わせて受託体制を構築できる、あるいは構築しようとする民間事業者が存在しないことが確認された。

そのため、受託事業者の決定に当たり、入札によることができず、本市が100%出資している本法人に段階的に受託させることとなった。まず、水道局が「管路保全」の受託体制（業務の執行体制）を構築するように中期目標を定め、本法人はこれに対応する中期計画を策定している。具体的には、必要な人員を確保して教育訓練その他の育成を行い、業務の執行体制を確立した上で、令和8年7月から令和9年3月までの間、当該管路保全業務を試行実施し、水道局の検査に合格する計画となっている。

競争入札である場合には、受託体制を整えるための準備コストは、原則として受託者側の負担となるが、今般のように業務を受けることのできる民間事業者が存在せず、水道局の計画に沿って本法人に受託体制を整えさせる場合には、前記条例の趣旨に照らし、法人の自律的な運営を妨げないよう、準備コストの負担の在り方について慎重に検討する必要がある。

本監査において確認したところ、水道局は、本法人と協議を重ね「株式会社大阪水道総合サービスの管路保全業務の教育訓練に関する協定書」を締結の上、教育訓練に関し、無償で教育訓練の内容作成の協力、講師派遣、水道局水道センターへの入室及びシステム使用の許可等の支援を行うなど、技術の承継に係る支援については十分協議されていた。一方、本法人は、必要な人員の確保のため、令和6年度後半から段階的な人員の新規採用活動を行っており、法人規模と比較して小さくはない準備コストが生じていた。

本法人によると、執行体制を整え業務を受託することで、将来的には業務量の拡大に伴う売上の増加が見込めるとの認識があり、その実現に向けて受託に向けた判断を行ったとのことであった。

しかし、こうした準備コストについて本法人が負担することになっていたものの、その負担の在り方について、水道局と本法人の双方で十分に協議・整理された事実は確認できなかった。

これは、本法人の管路保全業務の準備に当たり、水道局と本法人においてノウハウの習得に重点を置いたものとなっており、法人の準備コストが適正な負担となっているかについての協議が十分でなかったことが原因である。

現状では、入札によることができず、かつ本法人にノウハウのない業務について、水道局が、受託に向けた準備として、受託体制の構築（人員の新規採用を含む。）や技術・ノウハウの習得等を依頼する場合に、水道局及び本法人のコスト負担の在り方について検討が十分でないことで、法人の自律的な経営を妨げるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

水道局と本法人は、水道局が令和8年度以降、緊急対応、管路維持、用地保全等、本法人にノウハウがない業務について、入札によることができずに本法人に委託する場合には、新規人員採用コストをはじめとする受託体制構築に要するコストも含め、負担の在り方（分担）についてそれぞれ検討の上、双方で協議し、書面に残されたい。

また、水道局は、今後、団体の経営に大きく影響を及ぼす大規模事業委託を行う場合には、事業担当部署のみならず監理担当部署も一体となり、団体の自律的な運営に配慮し、準備期間も含めて適切に業務委託を進めることができるような仕組みを構築されたい。

第7 その他

なし

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(クリスタ長堀株式会社)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

クリスタ長堀株式会社

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

建設局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 予算管理が適切に実施されていないリスク	ア 予算が適切に策定され、適宜見直されているか。	—
	イ 策定した予算に基づき、予算管理が適切に実施されているか。	—
(2) 各種契約、預り金の管理が適切にされず、3 E（経済性、効率性、有効性）を阻害するリスク	ア 各種契約について、経理規程に基づき事務執行がされているか。	—
	イ テナント等の管理を委託している地下街運営事業者へのモニタリングは適切に行われているか。	指摘事項 1
	ウ テナント等との契約内容が適時適切に見直しされているか。	—
	エ テナント等の預り金（売上金）の管理が適切にされているか。	—
(3) 自立運営に向けた取組が適切になされていないリスク	ア 特定調停事業計画の収支計画、資金計画が適切に実行されているか。	—
	イ 返済原資となる将来収支が適切に計画されているか。	指摘事項 2
	ウ 中長期的な修繕維持計画や設備更新の方針が策定され、実行されているか。	—
(4) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	指摘事項 2

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 地下街運営事業者へのモニタリングについて改善を求めたもの

【クリスタ長堀株式会社に対して】

団体は、民間の優れたノウハウや経営手法を積極的に取り入れた経営体制を構築するため、地下街運営事業者（以下「運営事業者」という。）にテナント等の管理を委託している。

運営事業者は毎年経営企画書で取組内容や数値目標を定めており、団体はそれら取組の進捗状況や結果を把握した上で、運営事業者に対し、目標達成に向けた管理監督を行う必要がある。

団体は、運営事業者の業務進捗管理について、月例報告会等において、売上・収入実績の推移やテナントの入居状況について報告を受け、月次実績や取組状況のモニタリングは行っている。

しかし、団体は、経営企画書で定める全ての項目とその結果を対比する形での報告を求めておらず、個々の取組が計画どおりにできているかを容易に確認できない状況であった。監査する限りにおいて、経営企画書に基づく取組の未実施がないことは確認できたが、経営企画書に基づく取組ごとの履行状況の確認や進捗管理をする仕組みとしては不十分な状況であった。

これは、団体が、運営事業者との日々のやり取りや月例報告会等を通じて、毎月の数値や取組内容の進捗状況を確認し、事業運営に対する認識を共有していることから、運営事業者に対し、経営企画書の計画と対比させて漏れなく取組内容等の報告を求める等、進捗確認を徹底する仕組みがなかったことが原因である。

現状では、経営企画書の計画との比較ができていないことで、取組項目が実施されないままとなるリスクや、事業の成果がどの取組項目によるものか整理されず、次年度以降の事業計画に適切に反映されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

団体は、運営事業者に対して、経営企画書の計画と実績を対比する形式での報告書を定期的に求める等、運営事業者の業務が計画に基づき適切に進捗していることを管理監督できる仕組みを構築し、モニタリングを徹底されたい。

2 自立運営に向けた取組について改善を求めたもの

【クリスタ長堀株式会社及び建設局に対して】

団体の特定調停案は、市会において、「会社の再建計画に加え、民間の経営手法を取り入れた経営計画を早急に策定させ、目標達成に向け全力で取り組ませること等の対応策を確実に実施して、会社の再建が図られるよう総力をあげて取り組まれない。」との市長に対する附帯決議を附して平成17年5月27日に可決され、これに対し、市長は、会社施設の有する公共的な機能の継続に向け、不断の経営監視に努めていくことを表明している。

団体は、民間金融機関への債務返済を確実にを行うため、また本市等に対する劣後債も考慮した上で、将来のリスク変動を踏まえ、十分な資金の確保が必要である。そのためには、所管所属と団体が将来を見据えて、適切なタイミングで十分な情報共有や議論を行うことが重要である。

団体は特定調停事業計画において、2034年度（再建30期）までの資金計画を策定し、2034年度には民間金融機関からの借入返済を完了できる見込みとしており、民間金融機関からの借入返済完了後に劣後債権である本市等への返済を行う予定としている。

中期経営計画（2021～2025年度）によると、現時点では資金残高が特定調停事業計画時の数値を上回っているものの、毎年の純利益は特定調停事業計画時の数値を下回る状態が続いており、次期（2026～2030年度）においても同様の状況が見込まれている。

また、ヒアリング等にて確認したところ、次期中期計画の賃料収入は大きな伸びを見通せない状況である一方で、設備等の老朽化に対応する設備投資の増加や物価高騰等による影響など厳しい状況が見込まれる。

このように、厳しい経営環境に直面している中であっては、長期的な視点での経営のあり方等、早い段階から検討を進めることが重要である。

四半期ごとに外部有識者を交え経営監視を行う会議、及び同会議に先立ち、所管所属が団体の経営状況などを確認する会議の会議録により、次期中期計画以降の長期的な視点での質疑がなされていること、また、各種資料から、今後の経営のあり方等に関する検討を始めていることは確認できた。しかし、所管所属と団体との間における具体的な議論の内容については、確認できなかった。所管所属及び団体によれば、議論は行っていたものの、当該議論の内容は記録していなかったとのことである。

これは、所管所属と団体との間における、将来を見据えた今後のあり方に関する重要な議論について、内容を記録する仕組みがなかったことが原因である。

現状では、所管所属と団体の双方で、資料を基にした共通認識を持ち、具体的かつ子細な議論や対応を積み重ねないことで、再建30期の資金残高が特定調停事業計画の数値に届かないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

所管所属と団体は、経営のあり方などについて将来を見据えてより具体的な議論を進め、議論の過程・内容を記録として残す仕組みを構築し、経営に当たられたい。

第7 その他

留意すべき事項

団体は、令和7年度以降、民間金融機関及び大阪市等に対して、約146億円の借入金を返済

しなければならない。特定調停の条項においては、団体が担保物件の処分等を行ってもなお返済できない場合、本市が民間金融機関等からの借入金元本、未払利息及び損害金について損失補償を行う旨が定められている。

団体は、これまで、特定調停事業計画どおりに返済を行ってきたところであるが、賃料収入の大きな伸びを見通せない一方で、設備等の老朽化への対応に伴う投資額の増加や運営費の物価高騰等により、経営環境は一層厳しさを増している。

こうした状況下においても借入金を計画どおり返済し持続可能な運営を図るため、所管所属及び団体は、双方で徹底的に議論を積み重ねるとともに、テナント等の管理を委託している運営事業者に対してより主体的に働きかけ、同社が関与する集客好調な商業施設でのテナント情報との比較等を踏まえて実行可能な施策の提案を求めるなど、民間の経営手法を一層活用し、これまで以上に危機感を持って経営に当たられたい。

令和7年度監査委員監査結果報告の公表について

(西大阪高速鉄道株式会社、大阪港埠頭株式会社)

第1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第3 監査の対象

1 対象事務

西大阪高速鉄道株式会社

大阪港埠頭株式会社

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

計画調整局（西大阪高速鉄道株式会社の所管所属）

大阪港湾局（大阪港埠頭株式会社の所管所属）

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1)現金、現金同等物の管理・運用が適切でないリスク	ア 株式又は出資による権利は固定資産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。	—
	イ 現金、有価証券等のリスク管理は適切に行われているか。	指摘事項1
(2)現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 団体の設立目的と合致しない事業があるか。	—
	イ 必要性が低下している事業について見直しを行っているか。	—
(3)財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等は適正に表示されているか。	—
	イ 経営成績は良好であるか。	—
	ウ 自主財源の確保に向けた取組を行っているか。	—
(4)不正又は法令違反等のリスク	ア 定款や経理規程などの諸規程が整備され、またこれに基づいた事務が執行されているか。	—
	イ 職員の資質向上を目的とした研修は実施しているか。	—
	ウ 出資団体の監事監査で指摘された事項が実行・改善されているか。	—
(5)業務の非効率及び生産性低下のリスク	ア 業務の効率化に向けた対策を実施又は検討しているか。	—
	イ コスト削減に向けた対策を実施又は検討しているか。	—
(6)過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去の監査等で指摘された事項が実行・改善されているか。	—
(7)指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は、団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせた書面調査により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 貯蔵品の管理について改善を求めたもの

【大阪港埠頭株式会社に対して】

本法人の経理規則第32条では、物品を常に良好な状態で管理しなければならないと規定されている。なお、同条における物品とは、現金及び有価証券以外の一切の動産のうち、固定資産以外のものをいう。

このため、貯蔵品（資産）についても、紛失や毀損などの事態が生じないように、日頃から適切な管理体制を構築することが求められ、特に貯蔵品を他団体に預ける場合には、管理責任の範囲や善管注意義務、故障・汚損時の対応、セキュリティ確保などについて、事前に他団体と協議の上、書面に規定して取り交わすなど明確化しておくことが重要となる。

本法人は、クルーズ船の初入港歓迎セレモニーの際に贈呈する記念楯を有しており、本法人施設にて保管しているほか、天保山ターミナルで開催されるセレモニーに備えて、同ターミナルに近接する公益社団法人大阪港振興協会に預けているが、公益社団法人大阪港振興協会に預けている記念楯について、管理責任の範囲や善管注意義務、故障・汚損時の対応、セキュリティ確保などについて規定した書面は取り交わされておらず、不測の事態が生じたときの責任の所在について確認できなかった。

これは、貯蔵品を預けることにより生じ得るリスクを十分認識しておらず、万が一の事故、故障・汚損等への対応の必要性を想定できていなかったことが主な原因である。

現状では、管理責任の範囲等、管理条件が明確でないため、不測の事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応が困難になるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

本法人は、貯蔵品の預託の在り方について、管理条件を両方で十分に協議の上、書面にて明確化し共有すること、又は貯蔵品を本法人施設にて一元管理することのいずれかにより、運用を見直されたい。

第7 その他

なし